○菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録に関する要綱

令和６年１２月１３日
告示第８８号

（趣旨）

第１条　この要綱は、菊陽町立学校設置条例（昭和４８年菊陽町条例第４１号）第２条に規定する学校及び菊陽町立保育所設置条例（昭和３３年菊陽町条例第５５号）第２条に規定する保育所に、給食用物資を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の資格要件）

第２条　納入業者の登録を受けようとする者は、次の要件を全て満たさなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1)　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)　国税、県税及び市区町村民税を滞納していない者であること。

(3)　菊陽町内若しくは熊本県内に本店、支店、営業所等を有する法人又は菊陽町内若しくは熊本県内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主であること。

(4)　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に規定する許可及び届出が必要な場合については、営業許可又は営業の届出を行っていること。

(5)　食品に関する営業実績が継続して２年以上あり、経営状況が良好であること。

（納入業者の登録申請）

第３条　納入業者の登録をしようとする者は、町長が定める期間内に、登録の申請（以下「定期申請」という。）を行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、受付期間外においても随時、業者の登録の申請（以下「随時申請」という。）を受け付けることができる。

３　定期申請及び随時申請をしようとする者は、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1)　食品衛生法に基づく営業許可証の写し又は営業届出書の写し

(2)　食品衛生監視票の写し

(3)　税の滞納がないことの証明書

(4)　登記事項証明書又は身分証明書の写し

(5)　直前の事業年度における財務諸表類

(6)　その他町長が必要と認める書類

（調査）

第４条　町長は、納入業者として登録する場合において、必要があると認める

ときは、立入調査を行うことができる。

２　納入業者は、前項の立入調査が行われるときは、調査に協力しなければならない。

３　町長は、立入調査時において衛生管理等の問題が発生するおそれがある場合は、納入業者に衛生管理等を改善するよう指導するものとする。

（審査及び登録）

第５条　町長は、第３条の申請があった場合において、審査の上適当と認めるときは、当該申請に係る者を納入業者として登録し、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録名簿（別記様式第２号）に記載するものとする。

２　町長は、前項の規定による登録をしたときは菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録通知書（別記様式第３号）により、登録をしなかったときは、菊陽町学校・保育園給食用物資納入業者不登録通知書（別記様式第４号）により、その旨を通知する。

（登録の有効期間）

第６条　定期申請による登録の有効期間は、当該定期申請に係る審査を実施する年度の翌年度の４月１日から翌々年度の３月３１日までの２年間とする。

２　随時申請による登録の有効期間は、定期申請の有効期間を超えない範囲とする。

（登録の変更）

第７条　登録を受けた納入業者は、登録事項に変更が生じたときは、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録事項変更届（別記様式第５号）に必要書類を添付し、速やかに町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第８条　納入業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)　学校給食の意義・役割を理解するとともに、食品に関する法律その他法令を遵守していること。

(2)　衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両等の設備を有し、仕入、製造、保管及び配送に至るまでの安全・品質管理が適正に行われていること。

(3)　従業員及び配送員の衛生・健康管理が十分に行われていること。

(4)　本町が求める学校給食の実施に必要な需要量を確実に供給するための仕入れ又は製造加工能力を有し、指定した期日、時間及び場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不足の事態においても誠実かつ迅速に対応できること。

(5)　衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。また、緊急時の対応や随時の立入検査等について、速やかに応じることができること。

（登録の取消し）

第９条　町長は、納入業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消しを行うことができるものとする。

(1)　第２条に規定する登録の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

(2)　虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けた場合

(3)　遵守事項に反し、学校給食の運営を妨げた場合

(4)　その他給食用物資の納入に当たり、著しく適性を欠くと認められる場合

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第１号（第３条関係）

（表）

年　　月　　日

菊陽町長　　様

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録申請書

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者として登録をしたいので、菊陽町学校・保育園給食用物資納入業者の登録に関する要綱第３条第３項に基づき申請します。

（申請者）

商号又は名称	（フリガナ）		
代表者氏名	（フリガナ）		
所　在　地	〒　　－		
電話番号		FAX 番号	

（担当者）

担当者氏名			
電話番号		メールアドレス	

（振込先情報）

金融機関		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義（カナ）			

（事業及び施設概況）

業　態	1 生産　2 加工　3 卸売　4 小売　5 製造　6 その他（　　）			
事業開始年月日	年　　月　　日		従業員数	人
輸送用車両	一般車両	台	保冷車	台
	冷蔵車	台	冷凍車	台
施設概要	店舗施設	棟　　室	倉庫	棟　　室
	製造・加工施設	棟　　室		
	冷蔵室	室	冷凍室	室

（裏）

1　納入先（納入希望先の選択欄に○）

選択	区分	学校・園
	A	菊陽中部小学校、菊陽南小学校、菊陽北小学校、菊陽中学校
	B	菊陽西小学校、武蔵ケ丘小学校、武蔵ケ丘北小学校、武蔵ケ丘中学校
	C	なかよし園、みどり園

2　納入品目（納入希望分類の選択欄に○をし、主な納入希望品目を記入）

選択	区分	分類	主な納入希望品目
	1	肉類①	
	2	肉類②(乳・卵抜き)	
	3	野菜類①	
	4	野菜類②(冷凍・冷蔵・缶詰等)	
	5	果実類①	
	6	果実類②(冷凍･缶詰等)	
	7	魚介製品(鮮魚・冷凍)	
	8	練り製品①	
	9	練り製品②(冷凍)	
	１０	豆製品①	
	１１	豆製品②(冷凍･チルド･缶詰等)	
	１２	乳製品	
	１３	卵①	
	１４	卵②(加工品)	
	１５	調味料①(発酵調味料)	
	１６	調味料②(塩・砂糖・油)	
	１７	調味料③(その他)	
	１８	その他加工・冷凍・缶詰食品等	
	１９	基本物資(米・パン・牛乳)	

※分類ごとの品目例は別に定める菊陽町学校給食用物資納品規格品質基準を参照。

別記様式第２号（第５条関係）

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録名簿

登録番号	食品分類	商号又は名称	代表者氏名	所在地

別記様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

菊陽町長

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録通知書

年　　月　　日付けで申請のありました菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録については、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録に関する要綱第５条第１項の規定により次のとおり登録することに決定したので、同条第２項の規定により通知します。

１　納入業者登録期間
年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

２　納入先

３　納入品目

別記様式第４号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

菊陽町長

菊陽町学校・保育園給食用物資納入業者不登録通知書

年　　月　　日付けで申請のありました菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録については、次のとおり登録しないことに決定したので、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録に関する要綱第５条第２項の規定により通知します。

理由

別記様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

菊陽町長　　様

住　　所
（所在地）
商号又は名称
代表者氏名
電　　話（　　）　　－

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者登録事項変更届

菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録事項に変更が生じたので、菊陽町学校・保育所給食用物資納入業者の登録に関する要綱第７条の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	